別紙３－１

東京都市計画高度地区の変更（目黒区決定）

都市計画高度地区を次のように変更する

種類		面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔最高限度〕	第１種 高度地区	約　　ha 590.0	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の０．６倍に５メートルを加えたもの以下とする。	
	１７m第１種 高度地区	約　　ha 64.8	１　建築物の高さは１７メートル以下とする。 ２　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の０．６倍に５メートルを加えたもの以下とする。	
	第２種 高度地区	約　　ha 4.6	建築物の各部分の高さは当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に５メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に１５メートルを加えたもの以下とする。	
	１７m第２種 高度地区	約　　ha 484.3	１　建築物の高さは１７メートル以下とする。 ２　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に５メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に１５メートルを加えたもの以下とする。	
	２０m第２種 高度地区	約　　ha 20.7	１　建築物の高さは２０メートル以下とする。 ２　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に５メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に１５メートルを加えたもの以下とする。	
	３０m第２種 高度地区	約　　ha 26.5	１　建築物の高さは３０メートル以下とする。 ２　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に５メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に１５メートルを加えたもの以下とする。	

	第３種 高度地区	約　　ha 3.8	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に１０メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に２０メートルを加えたもの以下とする。	
	１７m第３種 高度地区	約　　ha 13.0	１　建築物の高さは１７メートル以下とする。 ２　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に１０メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に２０メートルを加えたもの以下とする。	
	２０m第３種 高度地区	約　　ha 156.6	１　建築物の高さは２０メートル以下とする。 ２　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に１０メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に２０メートルを加えたもの以下とする。	
	３０m第３種 高度地区	約　　ha 15.7	１　建築物の高さは３０メートル以下とする。 ２　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に１０メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に２０メートルを加えたもの以下とする。	
	４０m第３種 高度地区	約　　ha 7.7	１　建築物の高さは４０メートル以下とする。 ２　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に１０メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に２０メートルを加えたもの以下とする。	
	３０m 高度地区	約　　ha 10.7	建築物の高さは３０メートル以下とする。	
	４０m 高度地区	約　　ha 22.6	建築物の高さは４０メートル以下とする。	

	５０ｍ 高度地区	約　　ha 45.3	建築物の高さは５０メートル以下とする。	
	６０ｍ 高度地区	約　　ha 0.7	建築物の高さは６０メートル以下とする。	
	小計	約　　ha 1,467.0		

1　制限の緩和

（1）この規定の適用による隣地との関係等による緩和に関する措置は、次のア及びイに定めるところによる。ただし、イの規定については、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度（以下「斜線型高さ制限」という。）が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。

ア　北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの（以下「水面等」という。）がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の２分の１だけ外側にあるものとみなす。

イ　敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より１メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から１メートルを減じたものの２分の１だけ高い位置にあるものとみなす。

（2）一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、ア及びイに定めるところによる。

ア　建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号、以下「基準法」という。）第８６条第１項及び第３項（同法第８６条の２第８項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。

イ　一定の一団の土地の区域について、基準法第８６条第２項及び第４項（同法第８６条の２第８項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、当該区域内に存することとなる各建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。

2　既存不適格建築物等に対する適用除外

（1）この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が、当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。

（2）この規定による建築物の高さの最高限度から斜線型高さ制限を除いた建築物の高さの限度（以下「絶対高さ制限」という。）を定める都市計画を告示する日において、現に存する建築物（建築の工事が完了していると区長が認めたものに限る。）で、かつ本号の規定を適用する際に現に存するもののうち、その高さが絶対高さ制限を超えるもの（絶対高さ制限に係る規定に適合するに至った建築物を除く。）に関し、次のアからエまでのいずれにも該当すると区長が認めた場合は、当該建築物に係る絶対高さ制限においてその高さを算定するときに限り、当該規定は適用しない。

ア　建て替え後の建築物の敷地面積は、現に存する建築物の敷地面積を下回らないこと。ただし、公共施設の整備等により変更が生じた場合は、この限りでない。

イ　建て替え後の建築物の高さは、現に存する建築物の高さを超えないこと。

ウ　建て替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模は、現に存する建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模と同程度であること。

エ　建て替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の用途は、現に存する建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の用途と同じであること。

３　地区計画等の区域内の特例

（１）都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１２条の４第１項に規定する地区計画等（東京都市計画高度地区の変更（目黒区決定）（平成２０年１１月目黒区告示第５３０号）により絶対高さ制限が定められた日前に定められたものを除く。）又は景観法（平成１６年法律第１１０号）第６１条第２項に規定する景観地区に関する都市計画において、絶対高さ制限が定められた地区については、この規定による絶対高さ制限を適用しない。

（２）前号に規定する地区計画等又は景観地区に関する都市計画において、斜線型高さ制限に係る規定が定められており、かつ、この規定による斜線型高さ制限を適用しない旨の規定が定められた地区については、この規定による斜線型高さ制限を適用しない。

４　認定による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該各号に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。

（１）ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると区長が認めたものについては、絶対高さ制限の１．１倍に相当する高さ。この場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

（２）一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表１及び表２に掲げる高さ。この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表１　商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 （商業地域内にある敷地の部分に限る）	絶対高さ制限の範囲 （商業地域内にある建築物の部分）
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の １．２倍に相当する高さ
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の １．５倍に相当する高さ

表２　商業地域外にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 （商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分）	絶対高さ制限の範囲 （商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分）
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	絶対高さ制限の １．２倍に相当する高さ
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	絶対高さ制限の １．５倍に相当する高さ
10,000平方メートル以上	絶対高さ制限の ２．０倍に相当する高さ

（３）一定の規模を有した敷地において、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表３及び表４に掲げる高さ。この

場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表３　商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 （商業地域内にある敷地の部分に限る）	絶対高さ制限の範囲 （商業地域内にある建築物の部分）
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の １．３２倍に相当する高さ
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の １．６５倍に相当する高さ

表４　商業地域外にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 （商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分）	絶対高さ制限の範囲 （商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分）
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	絶対高さ制限の １．３２倍に相当する高さ
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	絶対高さ制限の １．６５倍に相当する高さ
10,000平方メートル以上	絶対高さ制限の ２．２倍に相当する高さ

５　区長の許可による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第１号に定める建築物は、前項第１号又は第３号に定めた絶対高さ制限の範囲を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。

（１）建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１３６条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの。

（２）公益上若しくは土地利用上やむを得ないもので、かつ良好な市街地環境の形成に資すると認められる建築物、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。

６　特定行政庁の許可による特例（斜線型高さ制限のみの緩和の場合）

次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超える建築物は除く。）で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。）が許可したものについては、この規定の斜線型高さ制限は適用しない。この場合において、特定行政庁は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得るものとする。

（１）建築基準法施行令第１３６条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの。

（２）公益上若しくは土地利用上やむを得ないと認められ、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。

種 類		面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
（最低限度）	・林試の森公園周辺地区 ・補助４６号線目黒本町三丁目地区 ・補助４６号線目黒本町五丁目地区 ・補助４６号線原町一丁目・洗足一丁目地区	約　　ha 20.2	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最低限度は７メートルとする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。 （１）都市計画施設の区域内の建築物。 （２）高さが７メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の２分の１未満かつ１００平方メートル未満の建築物の当該部分。 （３）増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令第１３７条の１０第１号及び第２号に定める範囲のもの。 （４）付属建築物で平屋建のもの（建築物に付属する門又はへいを含む。）。 （５）地下若しくは高架の工作物又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの。 （６）その他の建築物で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。）が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの。	
	小 計	約　　ha 20.2		
合 計		約　　ha 1,487.2		

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理　　由

安全性や快適性を備えた、魅力ある持続可能な都市を実現する観点から検討した結果、高度地区を変更する。

なお、種類、位置及び区域についての変更は行わない。

変　更　概　要

（下線部分は変更部分）

<table>
<tr><td rowspan="2">事項</td><td colspan="2">建築物の高さの最高限度又は最低限度</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔最高限度〕</td></tr>
<tr><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td>４　認定による特例

一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られているものと区長が認めたものについては、次の表１及び表２に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。
表１　略
表２　略</td><td>４　認定による特例
次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該各号に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。
（１）ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると区長が認めたものについては、絶対高さ制限の１．１倍に相当する高さ。この場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。
（２）一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表１及び表２に掲げる高さ。この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表１　略
表２　略
（３）一定の規模を有した敷地において、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表３及び表４に掲げる高さ。この場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表３　商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲
<table><tr><td>対象敷地面積
（商業地域内にある敷地の部分に限る）</td><td>絶対高さ制限の範囲
（商業地域内にある建築物の部分）</td></tr><tr><td>1,000平方メートル以上
3,000平方メートル未満</td><td>絶対高さ制限の
１．３２倍に相当する高さ</td></tr><tr><td>3,000平方メートル以上</td><td>絶対高さ制限の
１．６５倍に相当する高さ</td></tr></table>
表４　商業地域外にある建築物の絶対高さ制限</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>の範囲
<table><tr><td>対象敷地面積
（商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分）</td><td>絶対高さ制限の範囲
（商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分）</td></tr><tr><td>2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満</td><td>絶対高さ制限の
１．３２倍に相当する高さ</td></tr><tr><td>5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満</td><td>絶対高さ制限の
１．６５倍に相当する高さ</td></tr><tr><td>10,000平方メートル以上</td><td>絶対高さ制限の
２．２倍に相当する高さ</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>５　区長の許可による特例
次の各号の一に該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第１号に定める建築物は、前項に定めた敷地面積に応じた絶対高さ制限の範囲を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。
（１）～（２）略</td><td>５　区長の許可による特例
次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第１号に定める建築物は、前項第１号又は第３号に定めた絶対高さ制限の範囲を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。
（１）～（２）略</td></tr>
</table>

総括図

東京都市計画高度地区

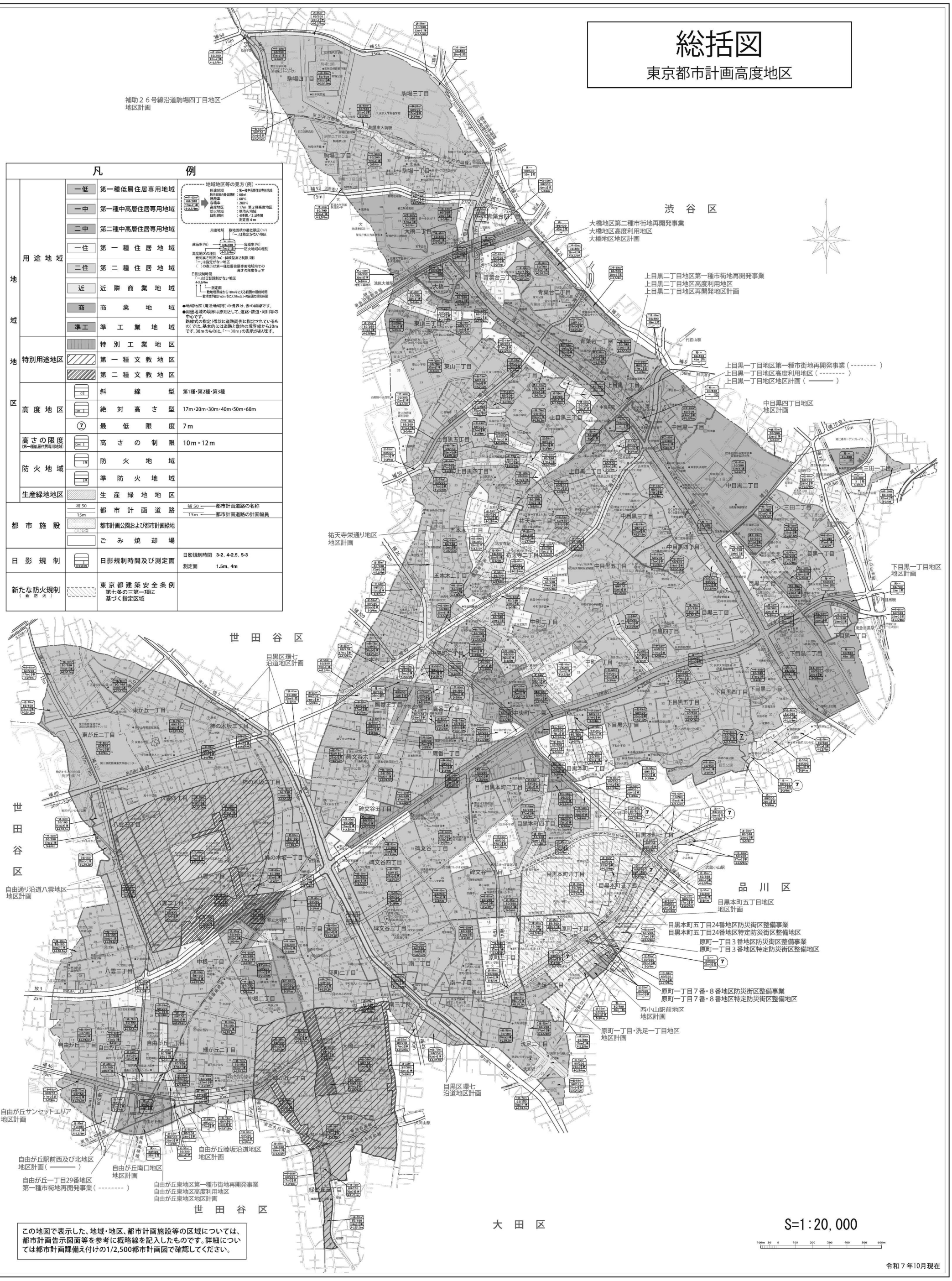

凡　例

地域地区	用途地域	一低	第一種低層住居専用地域	
		一中	第一種中高層住居専用地域	
		二中	第二種中高層住居専用地域	
		一住	第一種住居地域	
		二住	第二種住居地域	
		近	近隣商業地域	
		商	商業地域	
		準工	準工業地域	
	特別用途地区		特別工業地区	
			第一種文教地区	
			第二種文教地区	
	高度地区		斜線型	第1種・第2種・第3種
			絶対高さ型	17m・20m・30m・40m・50m・60m
			最低限度	7m
	高さの限度（第一種低層住居専用地域）		高さの制限	10m・12m
	防火地域		防火地域	
			準防火地域	
	生産緑地地区		生産緑地地区	
都市施設		補50 / 15m	都市計画道路	補50 ——都市計画道路の名称 15m ——都市計画道路の計画幅員
			都市計画公園および都市計画緑地	
			ごみ焼却場	
日影規制			日影規制時間及び測定面	日影規制時間 3-2、4-2.5、5-3 測定面 1.5m、4m
新たな防火規制（新防火）			東京都建築安全条例第七条の三第一項に基づく指定区域	

地域地区等の見方（例）

用途地域　第一種中高層住居専用地域
敷地面積の最低限度　60㎡
建蔽率　60%
容積率　200%
高度地区　17m 第２種高度地区
防火地域　準防火地域
日影規制　4時間／2.5時間　測定面４m

用途地域　敷地面積の最低限度（㎡）
「－」は指定がない地区
建蔽率（%）　容積率（%）
防火地域の種別
高度地区の種別　絶対高さ制限（m）・斜線型高さ制限（種）
「－」は指定がない地区
（　）の表示は第一種低層住居専用地域内での高さの限度を示す
日影規制時間
「－」は日影規制がない地区
4-2.5/4m
測定面
敷地境界線から10mをこえる範囲の規制時間
敷地境界線から5mをこえ10m以下の範囲の規制時間

●地域地区（用途地域等）の境界は、赤の細線です。
●用途地域の境界は原則として、道路・鉄道・河川等の中心です。
路線式の指定（帯状に道路両側に指定されているもの）では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「←→30m」の表示があります。

この地図で表示した、地域・地区、都市計画施設等の区域については、都市計画告示図面等を参考に概略線を記入したものです。詳細については都市計画課備え付けの1/2,500都市計画図で確認してください。

令和７年10月現在

目黒区都市整備部都市計画課　〒153-8573　目黒区上目黒2-19-15　直通電話03-5722-9726（令和7年10月作成）

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 153

36－3 （IX－LD26－1）

笹塚

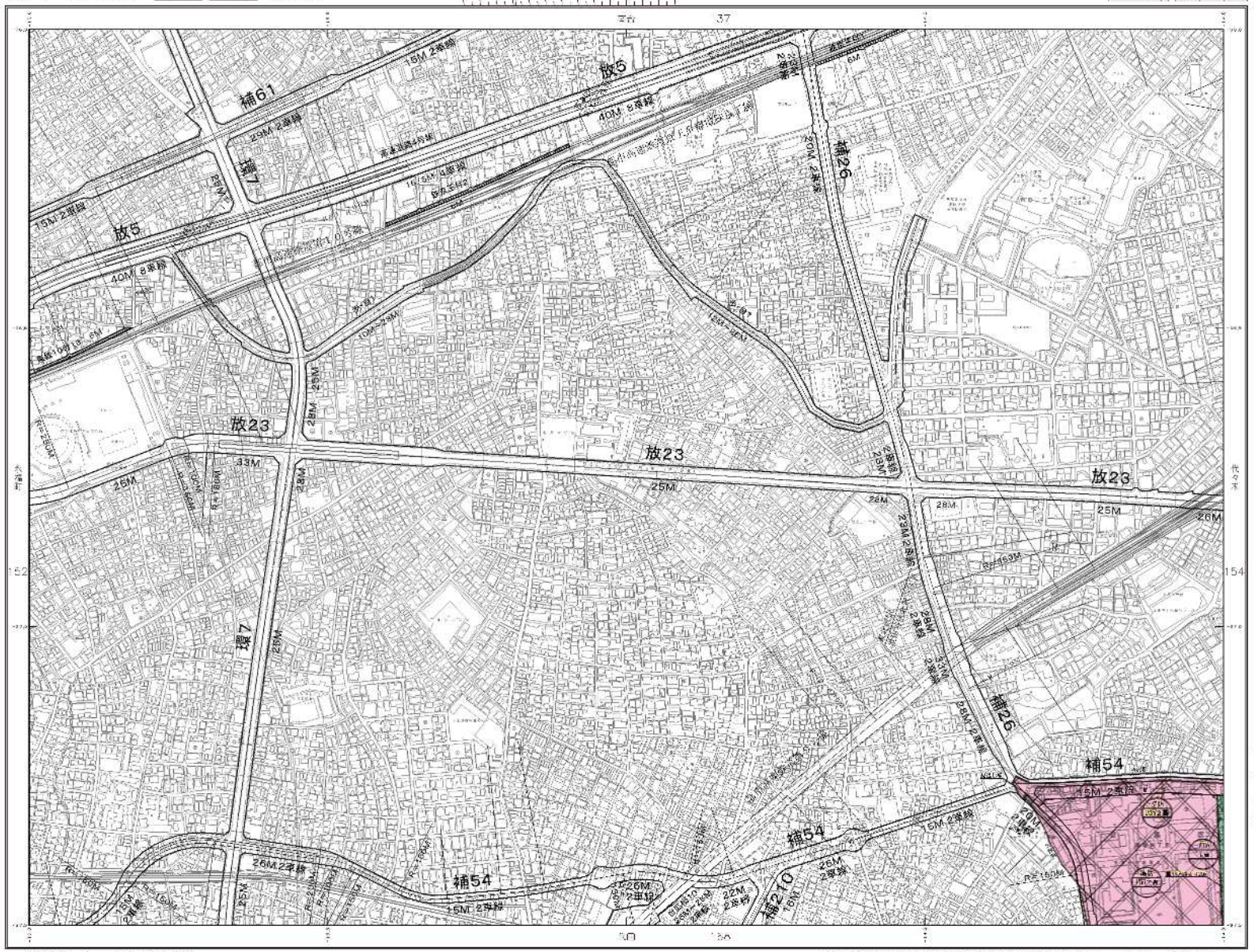
補61
放5
環7
放23
補26
補54
補210
15M 2車線
29M 2車線
40M 2車線
25M
28M
26M 2車線
22M 2車線
33M
R=160M
R=150M
R=180M
R=200M
R=250M
R=350M
R=150M
R=180M
R=200M
R=250M
R=350M
R=150M
R=180M
R=200M
R=250M
R=350

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図
東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 154

36－4

代々木

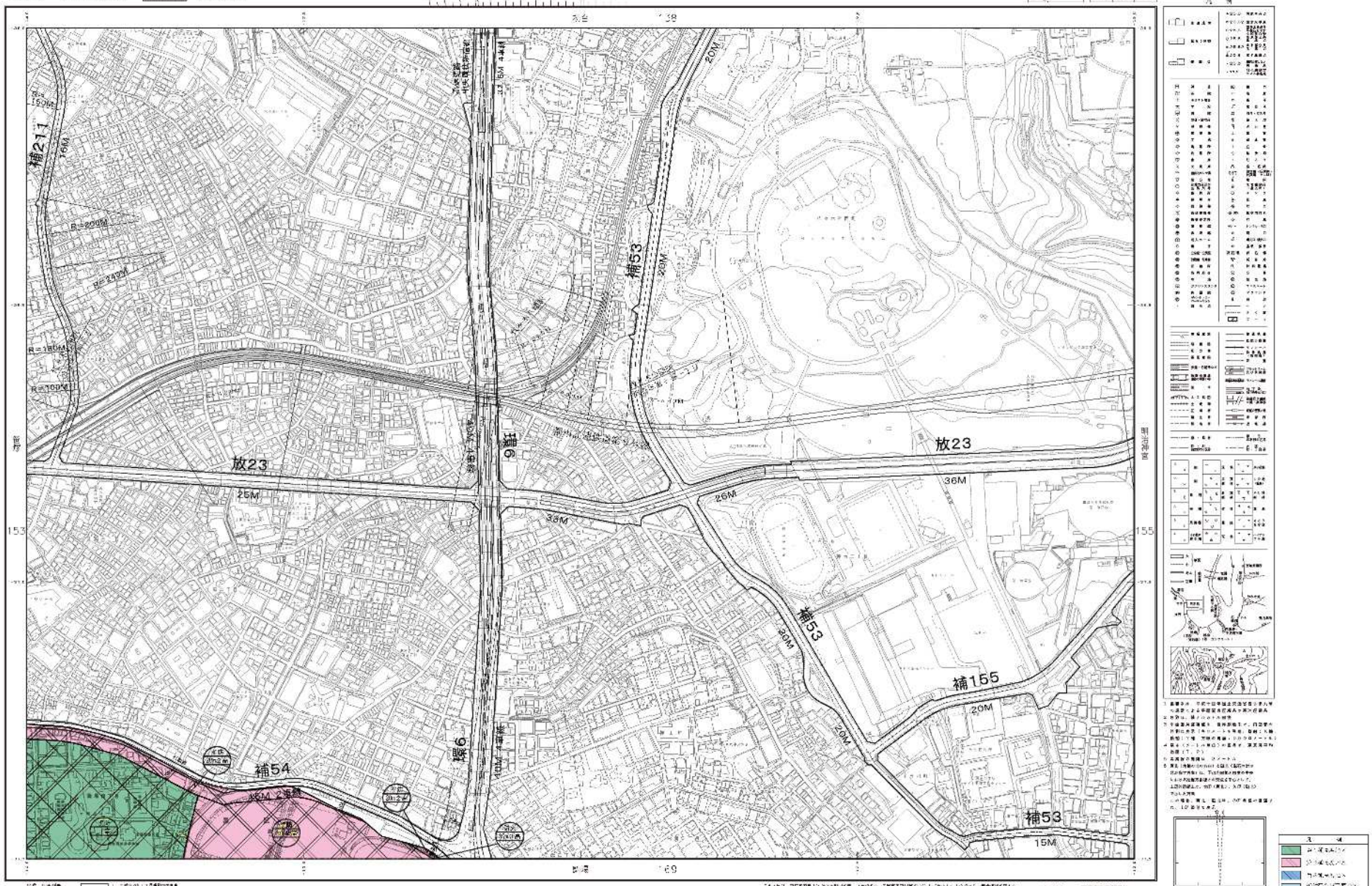

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 168

36－8

代田

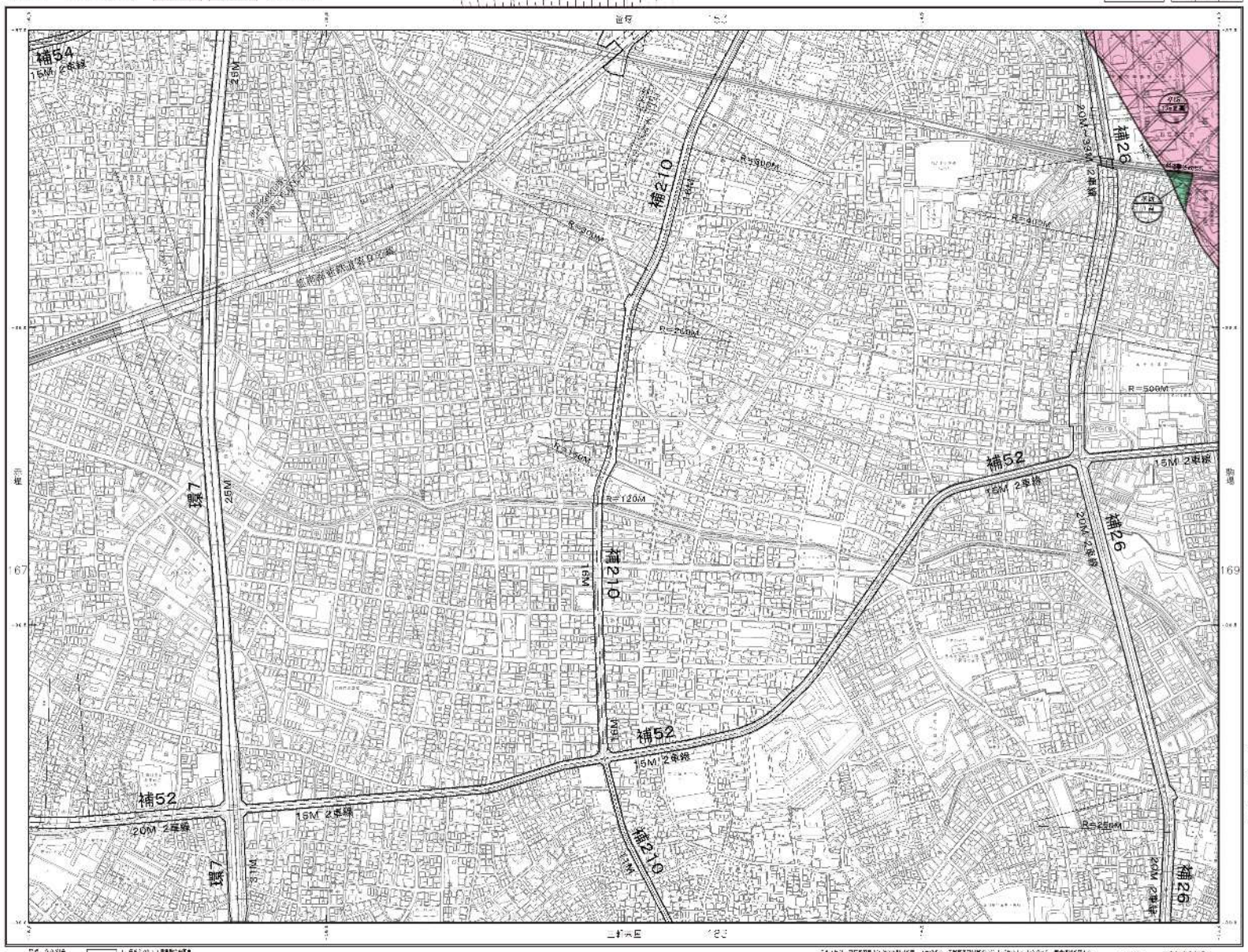

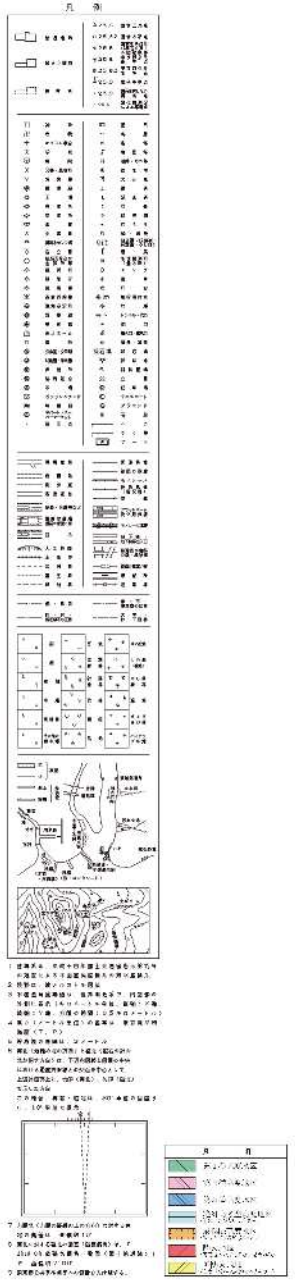

目黒区　高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 169

36－9　（IX－LD26－4）

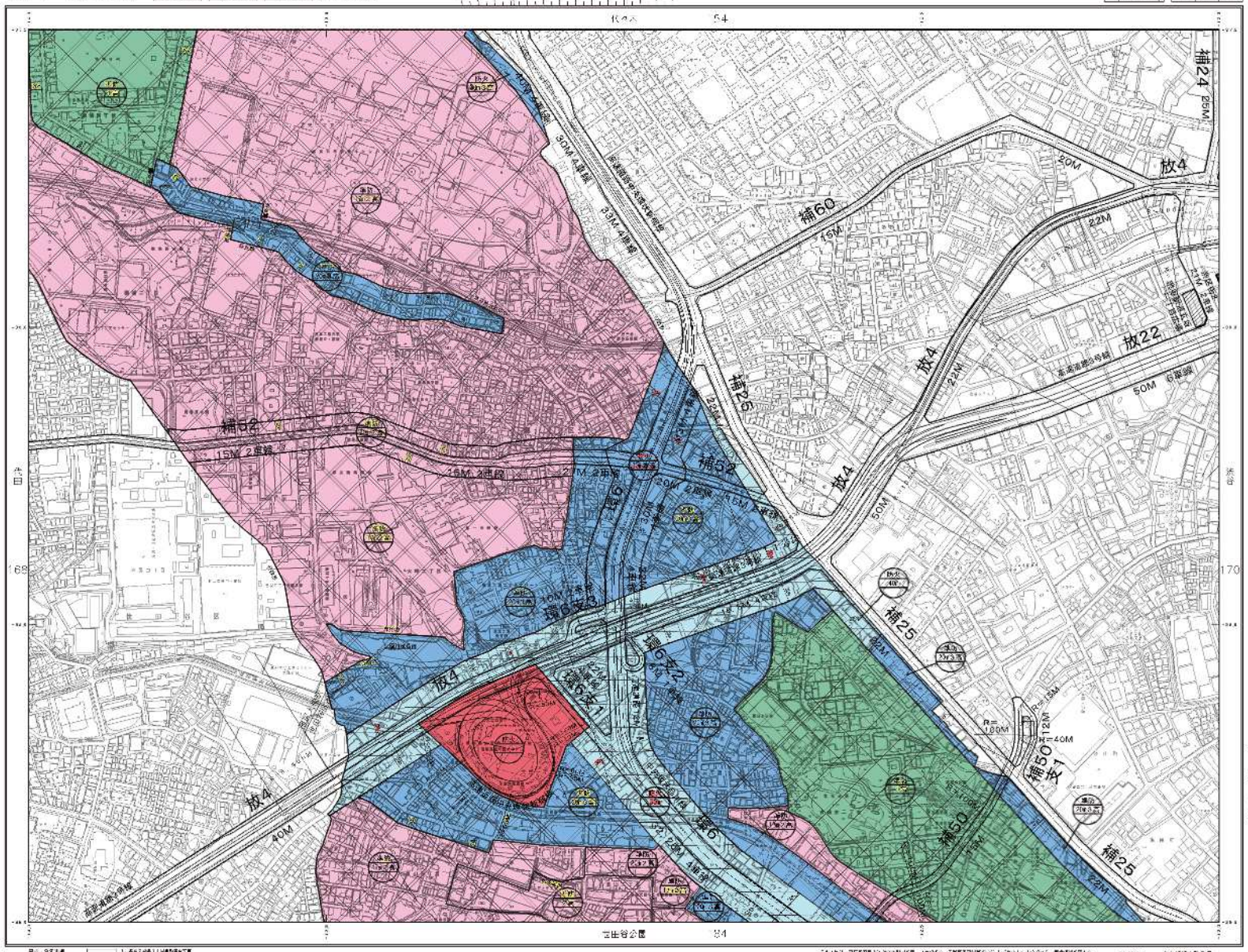
駒場
補24
補60
補62
補52
補25
補6
補6支2
補6支1
補50
補50支1
放4
放22
15M 2車線
27M 2車線
30M 4車線
50M 6車線
40M
22M
20M
16M
R=40M
R=15M
R=30M
169
170
54
84
目黒区役所
目黒区立駒場小学校
駒場東大前駅
東京都立駒場高等学校
駒場東大前駅
目黒区立駒場小学校
目黒区役所
目黒区立駒場小学校
目黒区役所
目黒区立駒場小学校
目黒区役所

目黒区　高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図
東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 184

36－14　（IX－LD36－2）

世田谷公園

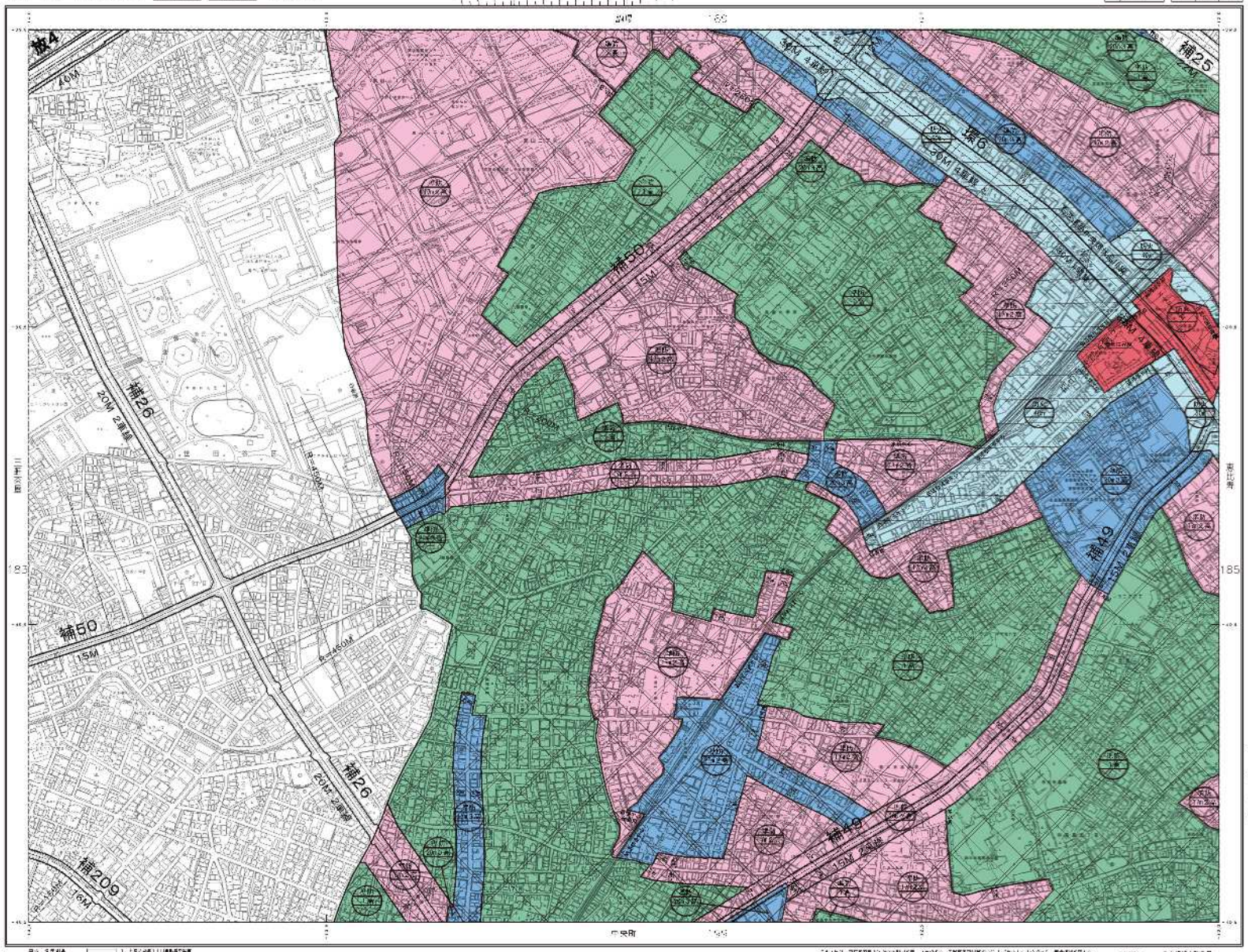
補4
補25
補6
補50
補26
補49
補209
20M 2車線
15M
R=450M
R=150M
R=140M
R=140M
R=140

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 185

36－15

恵比寿

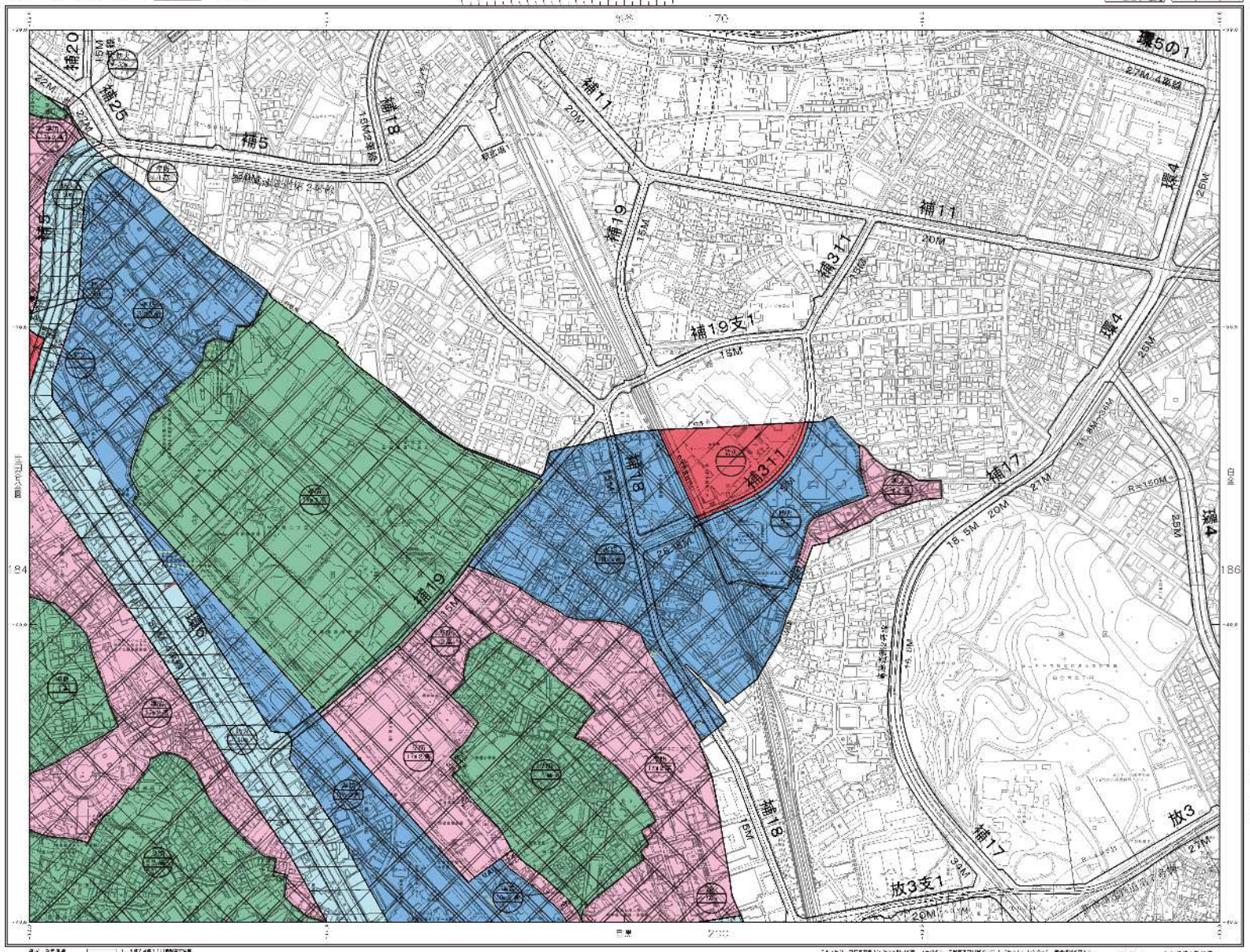

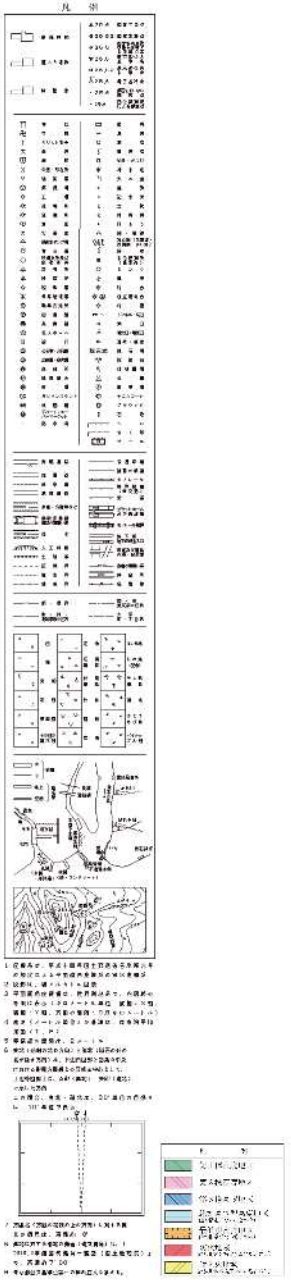

目黒区　高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計図面

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計図面　198

36－18　（IX－LD36－3）

駒沢

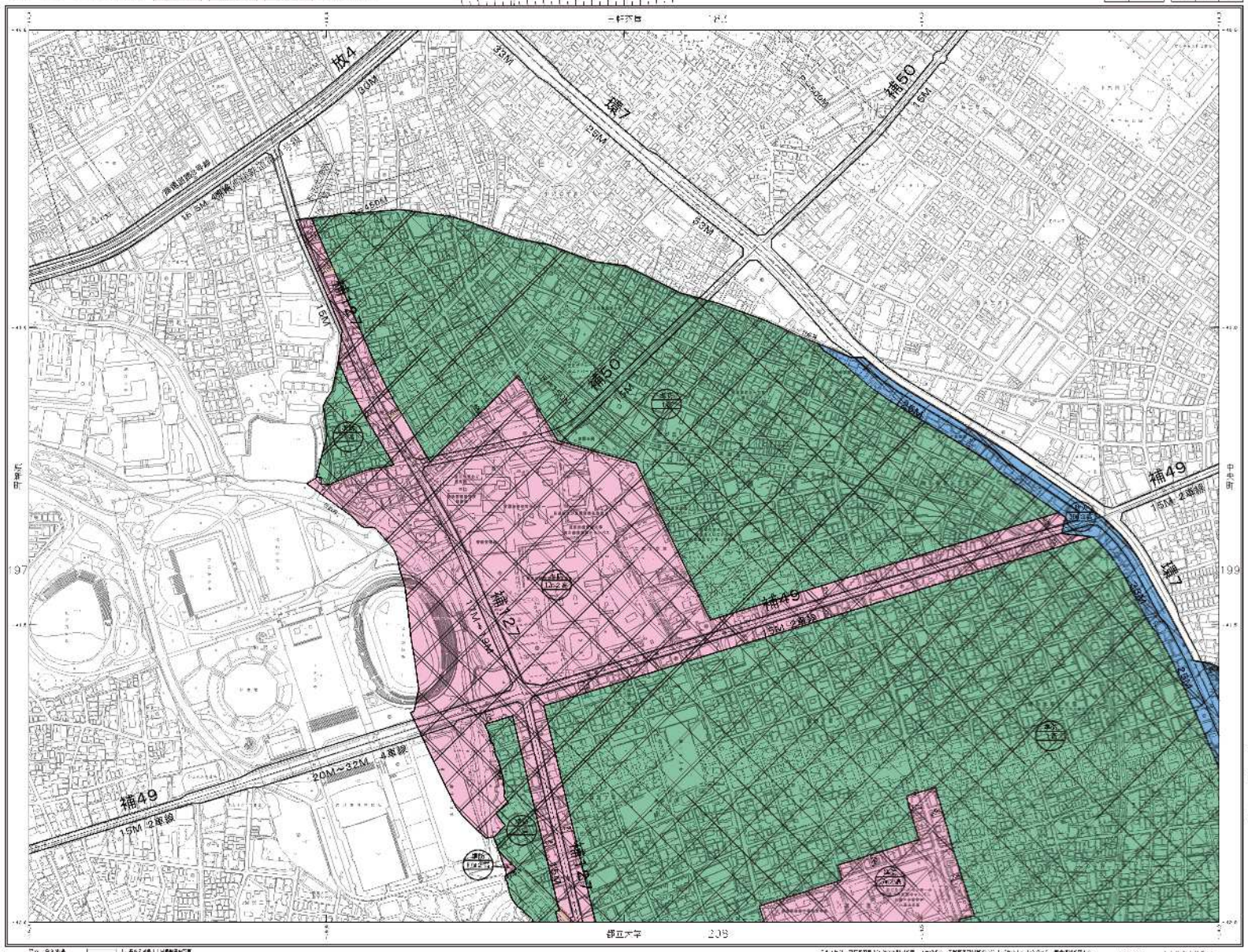

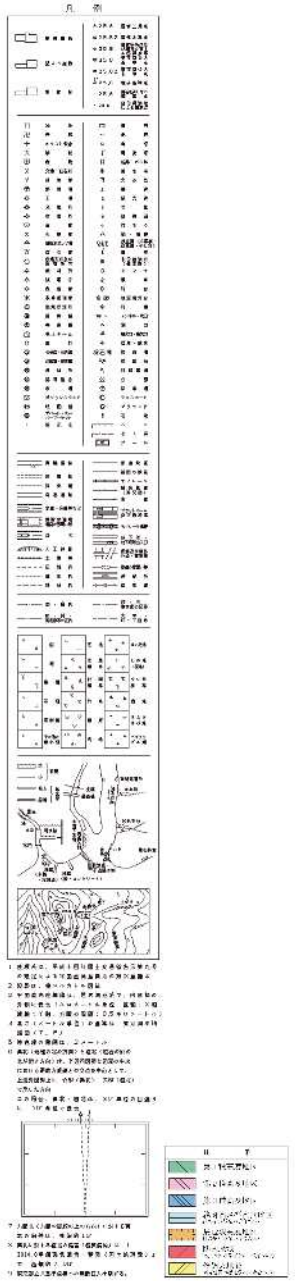

1：2,500

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図
東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 199

36－19 （IX－LD36－4）

中央町

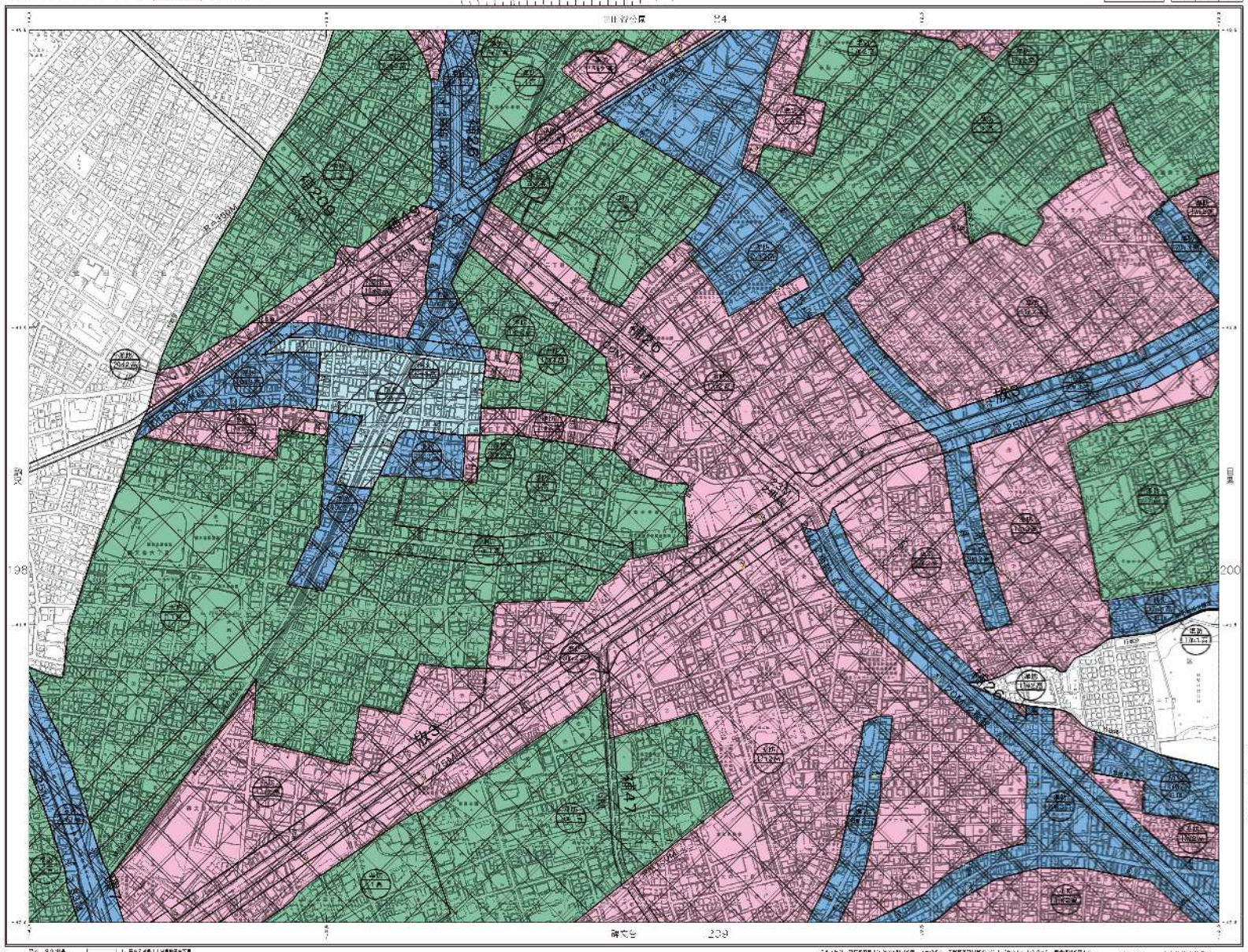

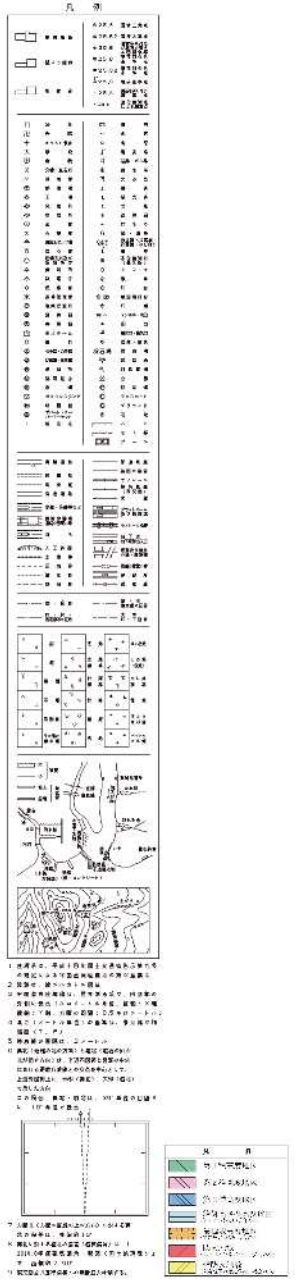

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2，500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 200

36－20 （ﾏｲﾀｰLO37－8） 昭和3年11月 （最終告示年月日）

目黒

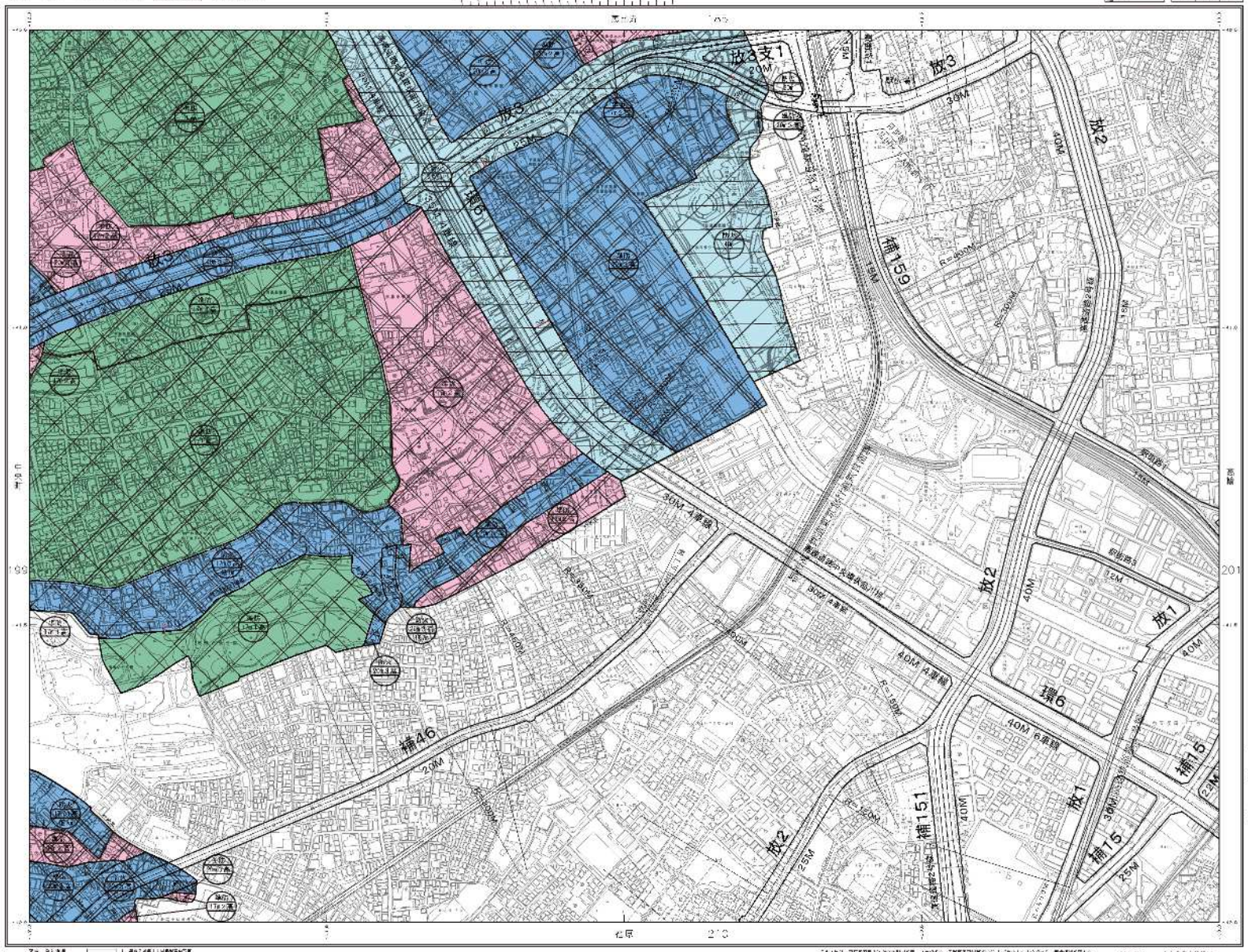
放3支1
20M
放3
30M
放2
40M
放5
25M
補6
補159
15M
R=400M
R=200M
東急池尻大橋線
放2
40M
放1
12M
30M 4車線
東急池尻大橋線
40M 4車線
R=30M
R=60M
環6
40M 6車線
補151
補15
25M
放2
25M
補46
20M
R=200M
R=150M
R=100M
R=150M
R=100M
R=150M
R=100

目黒区　高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図
東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 208

43－3　（IX－LD46－1）

都立大学

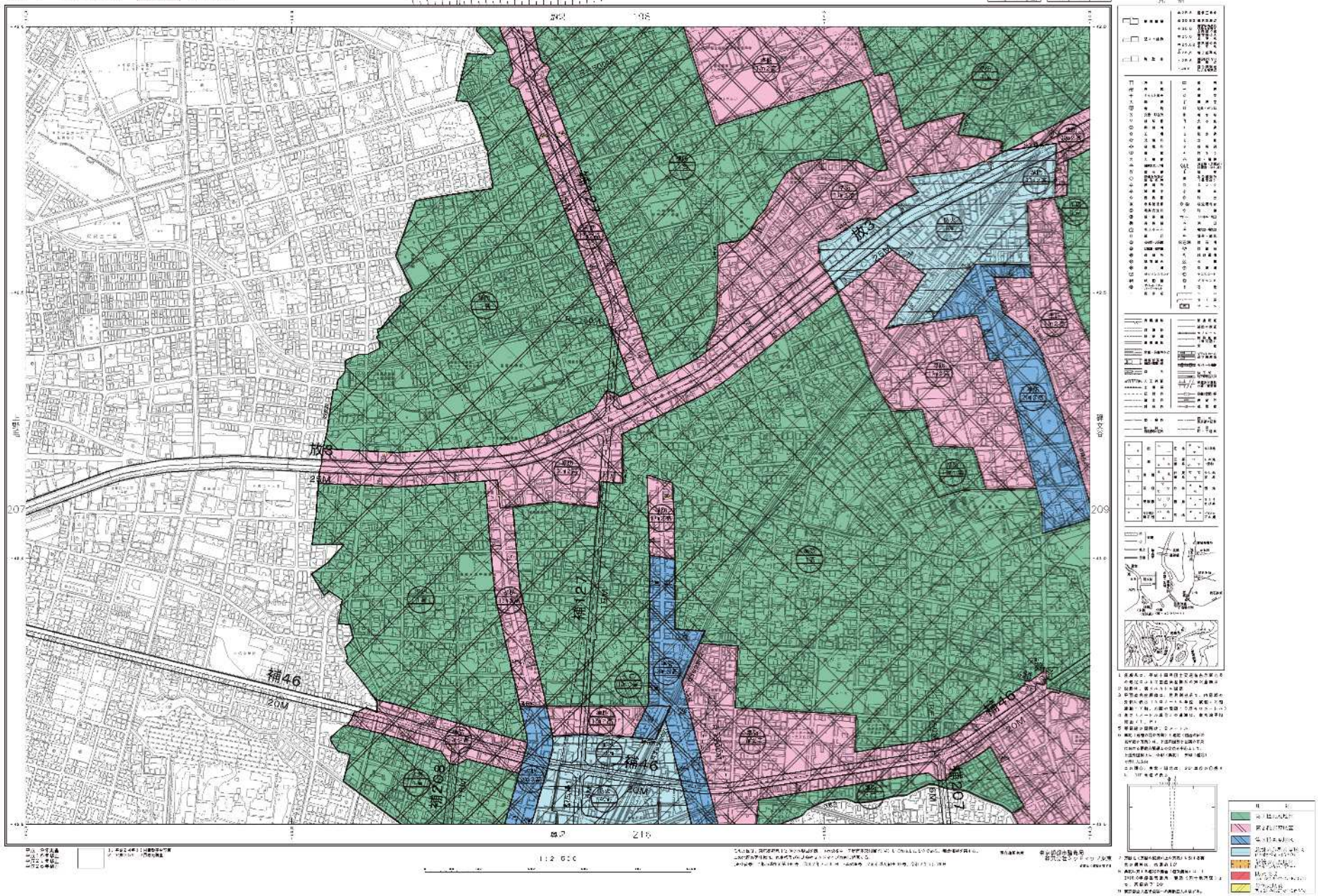
207
208
209
215
放3
25M
補46
20M
補127
補46
補46
補46
補127
補46
補46
補46

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図
東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 208

43－4 （IX－LD46－2） 昭和62年3月16日 内閣総理大臣 竹下 登

碑文谷

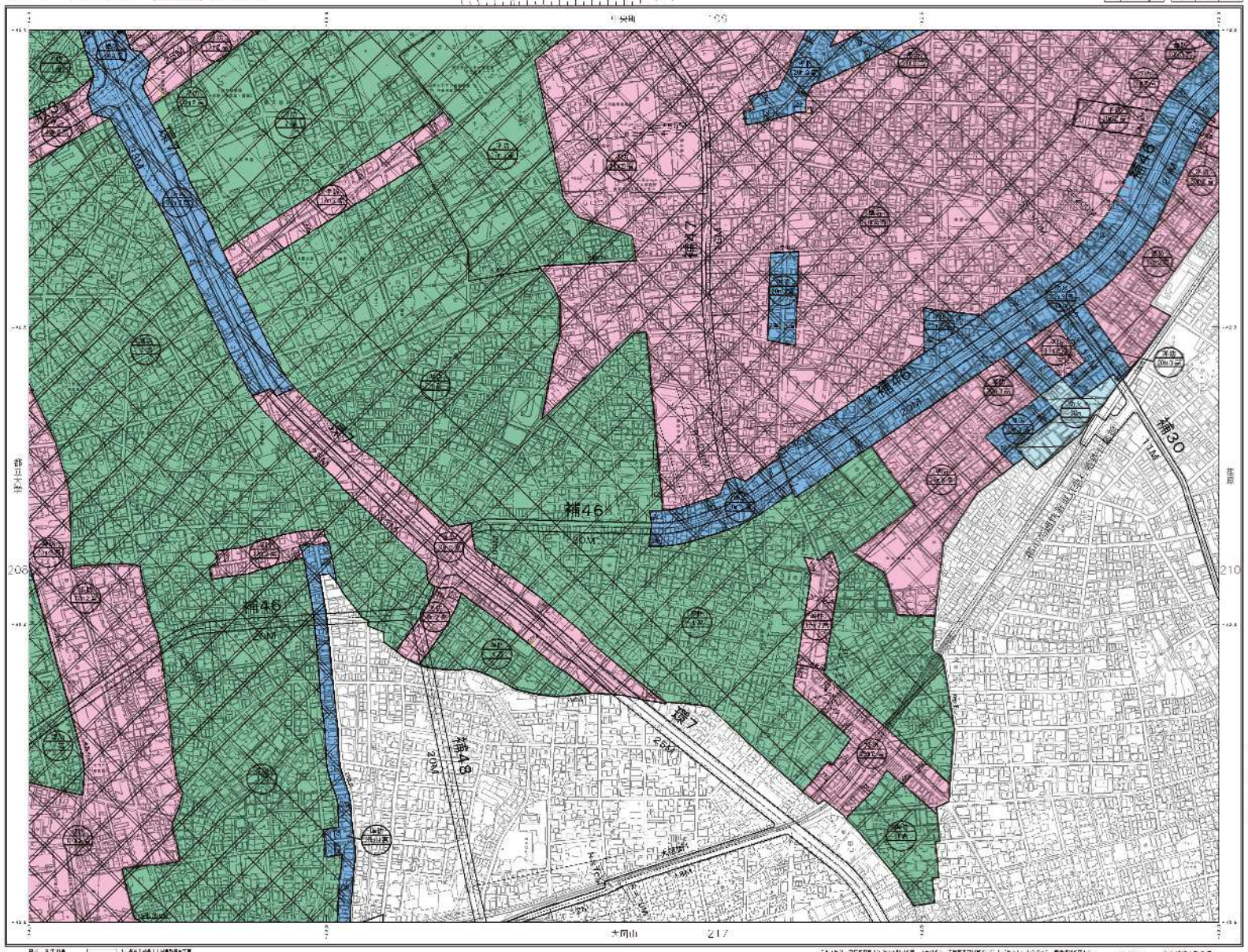

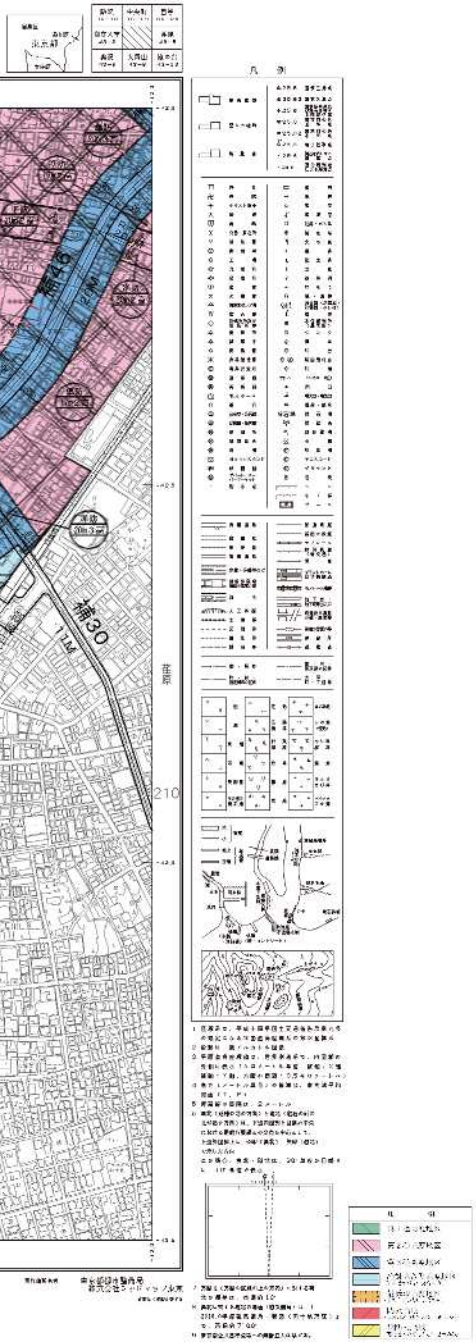

目黒区　高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図
東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 210

43－5　（IX－LD47－1）　昭和・3・14　（決定計画告示月日）

荏原

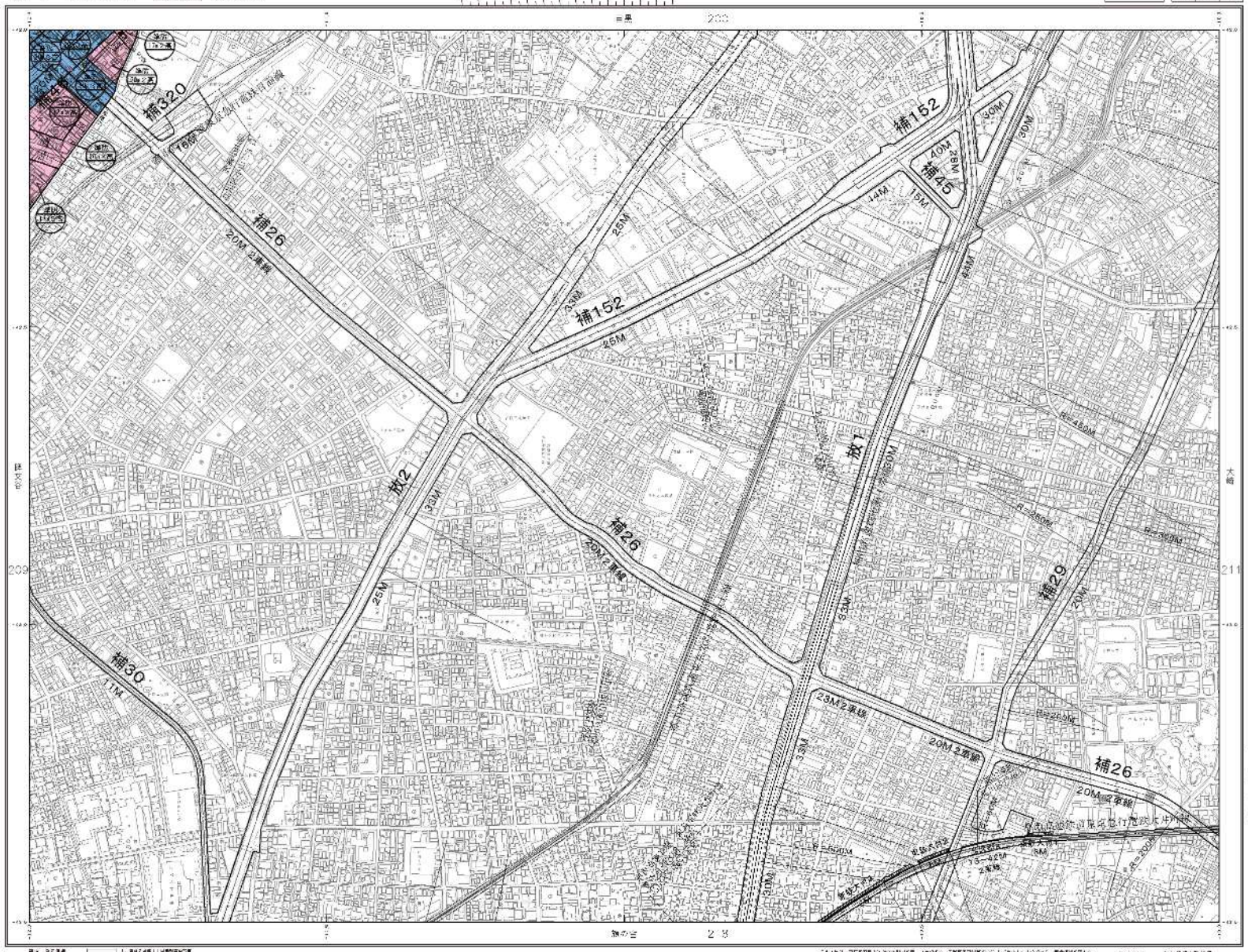

1：2,500

凡例

目黒区　高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図
東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 216

43－8　（IX－LD46－3）　昭和－5－14　（作成年度昭和－月日）

奥沢

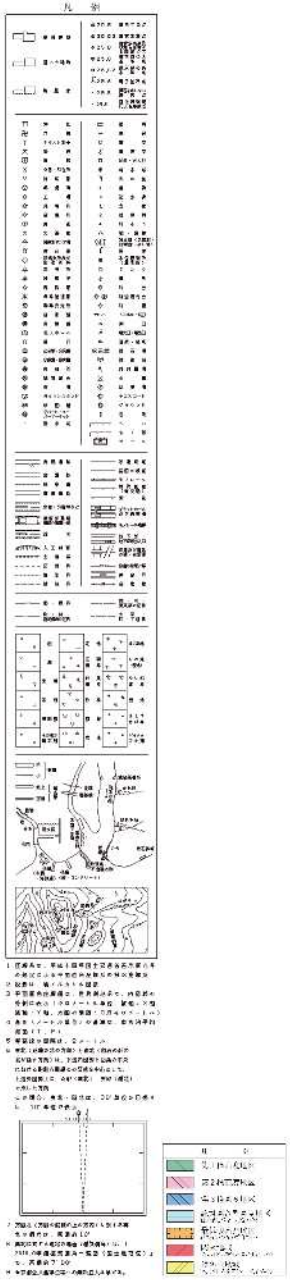

目黒区　高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2,500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図
東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 217

43－9　（IX－LD45－4）
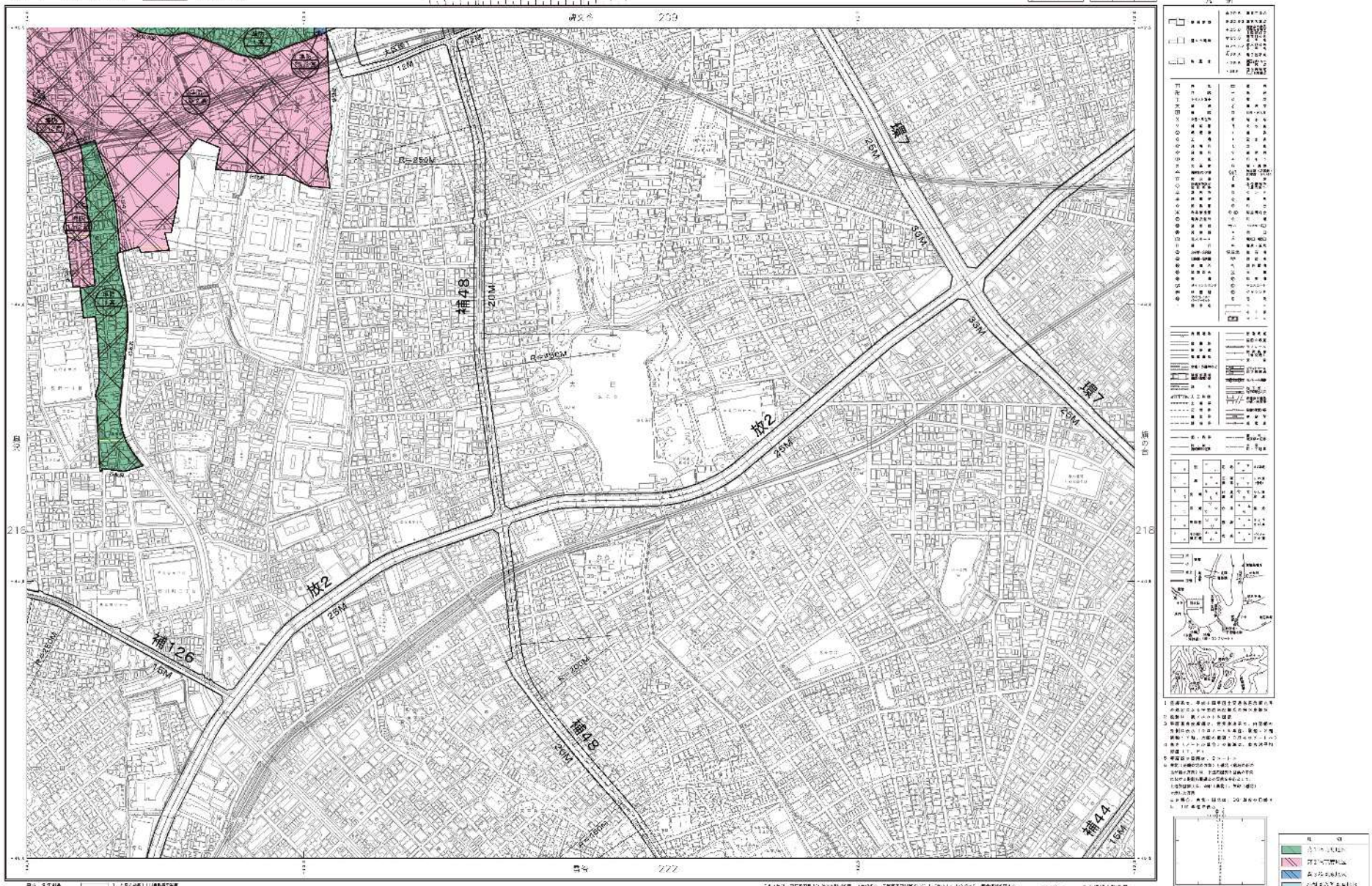
大岡山